

(参考)「特定学校等」の一覧

◎平成 27 年 4 月 1 日から、税額控除制度における絶対値要件が緩和され、実績判定期間内に次に掲げる事業（特定学校等）を 1 つでも営む法人については、その事業に係る定員等の総数が 5000 人未満の事業年度がある場合、当該事業年度の判定基準寄附者数は（ア）のとおり計算し、かつ（イ）の要件を満たせば絶対値要件を満たすことができる。

$$(ア) \quad \text{判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 5000}{\text{定員等の総数} \quad (\text{当該定員等の総数が 500 未満の場合は 500})}$$

(イ) 寄附金額が年平均 30 万円以上

- ① 学校
(学校教育法第 1 条に規定する学校、幼保連携型認定こども園)
- ② 専修学校、各種学校
- ③ 障害児通所支援事業
(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスに限る。)
- ④ 児童自立生活援助事業
- ⑤ 放課後児童健全育成事業
- ⑥ 小規模住居型児童養育事業
- ⑦ 小規模保育事業
- ⑧ 乳児院
- ⑨ 母子生活支援施設
- ⑩ 保育所
- ⑪ 児童養護施設
- ⑫ 障害児入所施設（福祉型、医療型）
- ⑬ 情緒障害児短期治療施設
- ⑭ 児童自立支援施設